院内感染防止対策に関する取組事項

I. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染防止対策としてスタンダードプリコーションを基本として、加えて空気・飛沫・接触の感染経路別対策を実施する。また、病院内外の感染情報を収集し、院内感染の危険性および発生に迅速に対応する。感染発生の際には、その原因の速やかな特定・制圧・収束をはかる。そして再発防止に向けての新たな対策を検討する。

II. 感染防止対策に関する取組事項

1. 委員会、組織に関する事項

感染管理者を含む医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を構成員として組織する感染制御チーム（ICT）を設け、毎週定期的に院内をラウンドし、現場における院内感染対策全般に関する事項の具体的な提案・実行・評価など行う。また、感染防止対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなどの役割を担う「感染対策委員会」を設置し、月１回と必要時には臨時に開催し、ICT と連携して感染対策の活動を行う。

2. 職員研修に関する事項

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に年２回以上実施し、研修の結果の参加実績を記録・保存する。

3. 感染症発生状況の報告に関する事項

毎週細菌検査検出菌のレポート作成、分析をおこない、院内感染を引き起こす可能性のある微生物を確認した職員は、速やかに感染管理担当者に報告を行い届出が必要な感染症に関しては主治医から速やかに保健所に届出を行う。

4. 院内感染発生対応に関する事項

疫学的にアウトブレイクが疑われると判断した場合、ICT が速やかに現状確認を行い、必要に応じて臨時院内感染対策委員を開催し、アウトブレイクに対する院内感染対策を策定かつ実施します。

5. 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬の使用量、使用状況について ICT が把握し、特定の抗菌薬に関して届出制にすることで薬剤耐性菌の増加を防止する。

6. 他の医療機関や介護保険施設等との連携体制

ICT は少なくとも年 4 回、感染対策向上加算１届出医療機関が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加し、少なくとも年１回新興感染症の発生等を想定した訓練に参加する。

また、介護保険施設等から求めがあった場合は、当該施設等に赴いての実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策に関する研修会を介護保険施設等と合同で実施する。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じる。

8. その他院内感染防止対策の推進のための基本方針

院内感染防止対策の推進のための「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、院内グループウェアの院内共有情報等で全職員に周知する。感染対策委員会は、必要に応じて本指針の見直し、改訂を行う。

感染症の流行がみられた場合には、院内掲示板や病院ホームページに記載を行い、広く情報を提供し、感染防止の意義、手洗い、手指消毒、マスクの着用などについての理解と協力をお願いする。

令和６年６月１日　町立富来病院　感染対策委員会/ICT